

一般社団法人鳥取県建設業協会会長
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長
一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長
一般社団法人鳥取県電業協会会長
一般社団法人日本塗装工業会鳥取県支部長
部落解放鳥取県企業連合会理事長
鳥取県技能士会連合会会長

様

鳥取県県土整備部長
(公印省略)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について (通知)

将来にわたり地域の安全・安心を支える建設業であるためには、担い手の確保・育成が喫緊の課題であり、この重要性に鑑み、平成25年度以降、11回の公共工事設計労務単価の引上げのほか、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)などのいわゆる担い手三法及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針(平成27年3月19日付第201400195635号当職通知、以下「適正化指針」という。)に基づき、適切な賃金水準の確保及び社会保険等への加入の徹底など、業界の就労環境の改善に行政と業界が一丸となった取組が行われてきたところです。

この度、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)の引上げが決定、公表されました。この単価の引上げが確実に技能労働者の賃金引上げにつながり、就労環境改善等を通じて若年者や女性等の建設業への入職が促進されるよう、引き続き官民を挙げた取組を進めることが重要と考えています。

については、これまでの要請事項、新・担い手三法及び適正化指針について改めて御理解いただくとともに、下記の措置を的確に講じていただきますよう、貴団体会員への周知徹底をお願いします。なお、本県の建設工事に係る入札参加資格を有する県内各社に対しても、別添のとおり、これらの積極的な対応を依頼することとしていますので御承知ください。

(担当者：県土総務課建設業・入札制度室 松原 電話：0857-26-7347)

記

1 適切な水準の賃金の支払い

担い手三法及び適正化指針により、技術者・技能労働者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の就労環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める下請契約の締結に努めることが公共工事の受注者等は求められています。

このことも踏まえ、公共工事設計労務単価の引上げが元請業者のみならず、公共工事の現場に従事する全ての労働者の賃金水準の引上げにつながるよう、元請業者においては下記5のとおり適正な価格での下請契約の締結の徹底に努めるとともに、下請業者においては、公共工事設計労務単価を考慮した賃金水準への引上げに努めてください。

なお、主要10職種の公共工事設計労務単価の引上げ状況は別添のとおりですので、参考としてください。

2 インフレスライド条項の適用等

請負代金に変更された場合には、当該請負契約工事に係る下請契約金額の見直しのほか、技能労働者の賃金水準の引上げ等について適切に対応してください。

3 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入促進

- (1) 元請業者は、法定福利費を内訳明示した標準見積書を活用し、法定福利費等必要経費の確保の推進を積極的に行ってください。また、下請業者においても再下請業者に対する標準見積書の活用による法定福利費等必要経費の確保に努めるとともに、自ら雇用する労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険等に加入させてください。

なお、県の契約書の標準書式において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示することとしておりますので、適切に対応してください。

また、各専門工事業団体が作成した標準見積書様式等が国土交通省のホームページ（「建設業の社会保険未加入対策について」）に掲載されていますので参考としてください。

- (2) 国直轄工事及び本県発注工事においては、加入義務があるにも関わらず加入していない社会保険等未加入業者との下請契約が制限されており、未加入業者に対しては元請業者からの加入に向けた指導が求められているところですが、「建設業における社会保険への加入の徹底に係る注意点について」（平成28年12月5日付国土交通省建設市場整備課事務連絡）でも改めて周知が図られているとおり、社会保険等適用除外事業者（従業員が4人以下の個人事業主や一人親方）が国民健康保険等の適切な保険に加入している場合には、改めて社会保険等への加入を強制したり現場から排除することのないよう注意してください。

4 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の処遇改善により、若年入職者を確保した企業が円滑な技能継承を通じて成長していく健全な循環を形成することができるよう、若年労働者の賃金引上げと社会保険への加入徹底による処遇改善を一層進めるとともに、建設キャリアアップシステムの活用により技能労働者のキャリアパスと処遇の見通しを示す取組を進めることによって、若年者入職者の確保をさらに積極的に推進してください。

5 ダンピング受注の取りやめについて

ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下につながりやすく、担い手の確保・育成の困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底してください。

6 適正な工期設定及び価格による契約の徹底

今般の新労務単価は、本年4月より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえて設定されたものであるため、その趣旨を踏まえ、時間外労働上限規制の適用に向けた準備として、業務改善などによる時間外労働の削減等の取組を着実に進めるとともに、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提とした工期により請負契約を締結し、労務費等にしわ寄せが生じないように必要な費用の反映を徹底すること。

また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による契約を締結するよう徹底してください。なお、県が公表する設計書（金入り）や別添資料「公共工事設計労務単価と法定福利費」を参考にして、適正化指針第4条第1号の規定に基づき、少なくとも発注者が設計した直接工事費相当額とこれに必要な法定福利費（事業主負担分）を確保した価格以上での下請契約の締結の徹底に努めてください。

7 建設キャリアアップシステムの活用の啓発

建設キャリアアップシステムは、技能労働者が有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積することによって、技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価と、給与の引き上げなどの適切な処遇の実現とともに、若い世代にキャリアパスや処遇の見通しを示すことで将来の担い手確保につ

なげることが目的とするもので、建設産業の将来の担い手確保につながる重要なインフラとして、業界内での更なる普及が重要です。

貴団体会員において、建設キャリアアップシステムの事業者登録及び技能者登録を進めていただくとともに、セミナーや説明会等の機会を捉え制度への理解促進に努めてください。

8 下請業者へのしわ寄せの防止

例年、本県では下請取引に係る調査を行っているところですが、依然として下請業者へのしわ寄せ行為等が後を絶たない実態が把握されています。県としても、不適切な契約等に対しては引き続き厳正に指導を行ってまいります。貴団体においても、会員企業の法令や各種ルールの遵守状況について今一度点検いただき、研修会等を通じて法令遵守の徹底や啓発に努めていただくよう改めてお願いします。

(近年の県調査で把握した下請業者へのしわ寄せ行為の主な例)

項 目	具 体 的 内 容
法定福利費の内訳明示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見積書（契約書）に法定福利費の内訳が明示されず、全体金額に含まれている（建設業法第19条の3）。 ○ 法定福利費の内訳明示した見積書が提出されたが、明確な根拠なく減額した（建設業法第19条の3）。
下請代金の支払遅延	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県から工事完成後における支払いを受けたにもかかわらず、下請負人に対して下請代金を1か月以内に支払っていない（建設業法第24条の3）。 ○ 特定建設業者の場合で、下請負人への支払いが、下請負人からの引渡申出があった日から起算して50日を超えている（建設業法第24条の6）。
赤伝処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下請負人との合意を得ることなく、下請代金の振込手数料を差し引いている（建設業法第19条の3）。 ○ 元請・下請双方の合意のもと行っているが、見積書・契約書に差し引く旨の明示をしていない（建設業法第19条、20条第3項）。

9 建設工事関係者への配慮について

持続可能な建設業の健全な発展のため、建設工事の施工に伴って取引が生じる建設工事以外の委託業務等においても、資材業者や建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者及び運送事業者等に対して、適切な価格による契約と法定福利費の支払いの徹底をはじめ、各業界の適切な賃金水準の確保に資するための取組について、建設工事施工業者と同様の配慮に努めてください。